

職員の懲戒処分について

令和5年1月19日
郡山市総務部人事課
課長 宗方 成利
TEL：924-2048

本日付で、懲戒処分を実施しました。

全職員に対し、交通法規の遵守、安全運転の徹底について、より一層の指導を行い、再発防止に努めてまいります。

交通事故（過失による人身事故）に係る職員の処分

処分内容	減給 60 分の1 1 か月	処分年月日	令和 5 年 1 月 19 日
事件概要	<p>20 代の会計年度任用職員（男性）は、令和 4 年 9 月 4 日（日曜日）の午後 2 時 25 分頃、私用のため、市内久留米六丁目地内の市道を普通乗用自動車にて走行中、信号機及び横断歩道の無い交差点において右折しようとした際、一時停止はしたものの、左右からの車両の動向に気を取られ、歩行者の有無及びその安全確認が不十分のまま、時速約 15 km の速度で右折進行した。同職員は、右折の途中に正面側から道路を横断していた歩行者に気付き、急ブレーキをかけたものの間に合わず、歩行者に衝突して転倒させ、全治約 3 か月の怪我を負わせた。</p>		